

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	東亜建設工業株式会社		コード	1885
提出日	2016/6/13	異動(予定)日	2016/6/29	
独立役員届出書の 提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし						
1	岡村 眞彦	社外取締役	○												△							有
2	渡邊 光誠	社外取締役	○																	○	新任	有
3	奥 雄二郎	社外監査役	○												△							有
4	中野 聡	社外監査役	○												△							有
5	三上 禎一	社外監査役	○												△							有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	岡村 眞彦氏は、三井物産株式会社の出身であります。同社と当社の間には、工事請負契約、業務委託契約等の取引関係がありますが、特別の利害関係はありません。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	当社が上場する金融商品取引所が規定する独立性基準及び属性において独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、独立役員として一般株主保護の機能が期待できるため。また当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(4.補足説明参照)を満たしております。
2	該当なし	当社が上場する金融商品取引所が規定する独立性基準及び属性において独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、独立役員として一般株主保護の機能が期待できるため。また当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(4.補足説明参照)を満たしております。
3	奥 雄二郎氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の出身であります。同社と当社の間には、工事請負契約、保険契約の取引関係がありますが、特別の利害関係はありません。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	当社が上場する金融商品取引所が規定する独立性基準及び属性において独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、独立役員として一般株主保護の機能が期待できるため。また当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(4.補足説明参照)を満たしております。
4	中野 聡氏は、明治安田生命保険相互会社の出身であります。同社と当社の間には、工事請負契約、保険契約の取引関係がありますが、特別の利害関係はありません。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	当社が上場する金融商品取引所が規定する独立性基準及び属性において独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、独立役員として一般株主保護の機能が期待できるため。また当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(4.補足説明参照)を満たしております。
5	三上 禎一氏は、太平洋セメント株式会社の出身であります。同社と当社の間には、工事請負契約、建設資材購入の取引関係がありますが、特別の利害関係はありません。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	当社が上場する金融商品取引所が規定する独立性基準及び属性において独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、独立役員として一般株主保護の機能が期待できるため。また当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(4.補足説明参照)を満たしております。

## 4. 補足説明

当社は、当社が招聘する社外取締役及び社外監査役の独立性を確保するため、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員の確保(有価証券上場規程第436条の2)」及び「上場管理等に関するガイドライン」等を参考に、当社の[独立性検証項目]を設定しております。その概要は、次のとおりです。

(1)当該社外役員が当社グループとの取引先との取引先の出身者である場合  
現在及び過去5年間において、下記a.の取引先またはその業務執行者に該当する場合もしくは下記b.に該当する場合は、当該社外役員には独立性がないものと判断する。

a. 当該取引により、当社グループまたは当該取引先の存続発展に必要ない多大な影響を及ぼす地位を有すると客観的・合理的に認められる場合(依存度が高い場合、連結売上高の2%以上である場合、当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を受けている場合)

b. 当該取引先と当社グループとの取引において、当該社外役員の間与が認められる場合

(2)当該社外役員がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の出身者の場合  
現在及び過去5年間において、以下のいずれかのケースに該当する場合は、当該社外役員には独立性がないものと判断する。

a. 役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産(注1)を当社グループから得ている場合  
b. 当該社外役員が専門家の場合もしくはサービス等を受ける団体に属する場合において、当社グループの企業経営に不可欠あるいは他に同等のサービス等の提供先が容易に見つからないなど、当社グループの依存性が高い場合  
c. 当社グループが当該団体からサービス等を受ける場合において、当該社外役員の間与が認められる場合

(3)当該社外役員の近親者(注2)が当社グループと関係がある場合  
現在及び過去5年間において、当該社外役員の近親者が以下のいずれかのケースに該当する場合は、当該社外役員には独立性がないものと判断する。

a. 上記(1)または(2)に掲げる者(重要でない者を除く。)  
b. 当社グループの業務執行者(重要でない者を除く。)

(注1)上記事業年度における平均額が年間1,000万円超  
(注2)配偶者、2親等以内の親族、同居の親族または生計を一にする者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者  
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)  
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)  
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
k. 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上a~lの各項目の表記は、取引所の規程に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。